

## 案 (ア)

「男女共同参画」の考え方を変更しない場合

## パートナーシップ制度創設に伴う「男女共同参画推進条例」の主な改正点

<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に居住する者、区内の事務所もしくは事業所に勤務する者又は区内の学校に在学する者をいう。</p> <p>(2) 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人又は団体をいう。</p> <p>(3) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して、当該個人に不利益を与えることをいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第 3 条 男女共同参画社会の形成を図るため、次に掲げる事項を基本理念として定める。</p> <p>(1) 男女が、個人として尊重され、性別による差別的な取扱いを受けず、その個性と能力を発揮する機会が確保されること、暴力が根絶されること等人権が尊重されること。</p> <p>(2) 社会の制度又は慣行が性別による固定的な役割分担意識の影響を受けず、男女の社会活動における選択の自由が制約されないこと。</p> <p>(3) 男女が、社会の対等な構成員として、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。</p> <p>(4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子どもの養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の責任（以下「家庭責任」という。）を分かち合うとともに、家庭生活及び社会生活における活動を両立することができること。</p> <p>(5) 男女が、国籍にかかわらず、その個性と能力を発揮し、ともに社会に参画し、責任を分かち合うことができること。</p> <p>(6) 学校教育及び生涯学習において、男女平等の理念を尊重し、男女共同参画社会の実現に向けた取組がなされること。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に居住する者、区内の事務所もしくは事業所に勤務する者又は区内の学校に在学する者をいう。</p> <p>(2) 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人又は団体をいう。</p> <p>(3) <b>性別等に起因するハラスメント</b> 他の者を不快にさせる性的な言動により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して、当該個人に不利益を与えることをいう。</p> <p>(4) <b>多様性</b></p> <p>(5) <b>性別等</b></p> <p>(6) <b>多様な性自認・性的指向</b></p> <p>(基本理念)</p> <p>第 3 条 男女共同参画社会の形成を図るため、次に掲げる事項を基本理念として定める。</p> <p>(1) 男女が、個人として尊重され、性別による差別的な取扱いを受けず、その個性と能力を発揮する機会が確保されること、暴力が根絶されること等人権が尊重されること。</p> <p>(2) 社会の制度又は慣行が性別による固定的な役割分担意識の影響を受けず、男女の社会活動における選択の自由が制約されないこと。</p> <p>(3) 男女が、社会の対等な構成員として、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。</p> <p>(4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子どもの養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の責任（以下「家庭責任」という。）を分かち合うとともに、家庭生活及び社会生活における活動を両立することができること。</p> <p>(5) 男女が、国籍にかかわらず、その個性と能力を発揮し、ともに社会に参画し、責任を分かち合うことができること。</p> <p>(6) 学校教育及び生涯学習において、男女平等の理念を尊重し、男女共同参画社会の実現に向けた取組がなされること。</p> <p><b>2 多様性が尊重される社会の形成を図るため、次に掲げる事項を基本理念として定める。</b></p> <p>(1) <b>多様な性自認・性的指向の人々</b>が、個人として尊重され、性別等による差別的な取扱いを受けず、その個性と能力を発揮する機会が確保される人権が尊重されること。</p> <p>(2) <b>多様な性自認・性的指向の人々に対する社会的偏見や差別意識が根絶され、誰もが社会の対等な構成員として理解しあい、認め合うこと。</b></p> <p>(3) <b>多様な性自認・性的指向に関する自己の情報の開示に関して、個人の意思が尊重され、他人から干渉や侵害を受けないこと。</b></p> <p>(4) 学校教育及び生涯学習において、<b>多様性が尊重される社会の実現</b>に向けた取組がなされること。</p>
<p>(区の責務)</p> <p>第 4 条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、行動計画を策定し、実施するものとする。</p> <p>2 区は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に沿うよう配慮するものとする。</p> <p>3 区は、男女共同参画施策を実施するに当たっては、区民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力するものとする。</p>	<p>(区の責務)</p> <p>第 4 条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画<b>並びに多様性を尊重する</b>施策を総合的かつ計画的に推進するため、行動計画を策定し、実施するものとする。</p> <p>2 区は、男女共同参画社会<b>並びに多様性を尊重する社会</b>の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に沿うよう配慮するものとする。</p> <p>3 区は、男女共同参画<b>並びに多様性を尊重する</b>施策を実施するに当たっては、区民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力するものとする。</p>
<p>(区民の責務)</p> <p>第 5 条 区民は、あらゆる分野の活動において、男女共同参画について理解を深め、その推進に努めるものとする。</p> <p>2 区民は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(区民の責務)</p> <p>第 5 条 区民は、あらゆる分野の活動において、男女共同参画<b>並びに多様性の尊重</b>について理解を深め、その推進に努めるものとする。</p> <p>2 区民は、区が実施する男女共同参画<b>並びに多様性を尊重する</b>施策に協力する</p>

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 性別に起因する人権侵害の禁止

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる場（以下「あらゆる場」という。）において、性別による差別的取扱い等性別に起因する人権侵害を行ってはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為は、これを行ってはならない。

4 何人も、公衆に表示する情報において、性別に起因する人権侵害を助長することのないよう配慮しなければならない。

第3章 基本的施策等

(基本的施策)

第8条 区は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策の実施に努めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する調査研究、情報の収集分析並びに区民及び事業者に対する情報の提供を行うこと。

(2) 男女共同参画の推進に関する啓発活動等を充実するとともに、学校教育を始めとする生涯にわたる学習支援において、男女共同参画の推進のための必要な措置を講ずること。

(3) 区民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、助言等必要な支援を行うこと。

(4) 男女が個人として尊重され、性別による差別的な取扱いを受けないことのないよう必要な措置を講ずること。

(5) セクシュアル・ハラスメント及び家庭内等における配偶者等に対する暴力的行為の防止を図るとともに、これらの被害を受けた者に対し必要な支援を行うこと。

(6) 男女が、性及び生殖について、互いの人権を尊重するとともに、責任ある選択ができるよう必要な措置を講ずること。

(7) 社会の制度又は慣行が性別による固定的な役割分担意識の影響を受け、男女の社会活動における選択の自由が制約されることのないよう必要な措置を講ずること。

(8) あらゆる分野の活動の意思決定過程において、男女間に参画する機会の格差が生ずることのないよう必要な措置を講ずること。

(9) 家庭責任を持つ男女がともに家庭生活及び社会生活における活動を両立することができるよう必要な措置を講ずること。

よう努めるものとする。

3 区民は、そのあらゆる分野の活動の中で、区が行うパートナーシップ制度の趣旨に最大限配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の推進並びに多様性の尊重に努めるものとする。

2 事業者は、区が実施する男女共同参画並びに多様性を尊重する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、その事業活動の中で、区が行うパートナーシップ制度の趣旨に最大限配慮しなければならない。

第2章 性別等に起因する人権侵害の禁止

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる場（以下「あらゆる場」という。）において、性別等による差別的取扱い等性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

2 何人も、あらゆる場において、性別に起因するハラスメントを行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為は、これを行ってはならない。

4 何人も、公衆に表示する情報において、性別等に起因する人権侵害を助長することのないよう配慮しなければならない。

5 何人も、多様な性自認・性的指向に起因する人権侵害を行ってはならない。

第3章 基本的施策等

(基本的施策)

第8条 区は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策の実施に努めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する調査研究、情報の収集分析並びに区民及び事業者に対する情報の提供を行うこと。

(2) 男女共同参画の推進に関する啓発活動等を充実するとともに、学校教育を始めとする生涯にわたる学習支援において、男女共同参画の推進のための必要な措置を講ずること。

(3) 区民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、助言等必要な支援を行うこと。

(4) 男女が個人として尊重され、性別による差別的な取扱いを受けないことのないよう必要な措置を講ずること。

(5) セクシュアル・ハラスメント及び家庭内等における配偶者等に対する暴力的行為の防止を図るとともに、これらの被害を受けた者に対し必要な支援を行うこと。

(6) 男女が、性及び生殖について、互いの人権を尊重するとともに、責任ある選択ができるよう必要な措置を講ずること。

(7) 社会の制度又は慣行が性別による固定的な役割分担意識の影響を受け、男女の社会活動における選択の自由が制約されることのないよう必要な措置を講ずること。

(8) あらゆる分野の活動の意思決定過程において、男女間に参画する機会の格差が生ずることのないよう必要な措置を講ずること。

(9) 家庭責任を持つ男女がともに家庭生活及び社会生活における活動を両立することができるよう必要な措置を講ずること。

2 区は、多様性が尊重される社会を形成するため、次に掲げる基本的施策の実施に努めるものとする。

(1) 多様性に関する理解促進等啓発活動を充実するとともに、学校教育を始めとする生涯にわたる学習支援において、男女共同参画の推進のための必要な措置を講ずること。

(2) 区民及び事業者が行う多様性の尊重に関する活動に対し、助言等必要な支援を行うこと。

(3) 多様な性自認・性的指向の人々が個人として尊重され、性別等による差別的な取扱いを受けないことのないよう必要な措置を講ずること。

(4) 多様な性自認・性的指向の方々の思いを受け止めるための、パートナーシップ制度を実施すること。